

令和6年度 青山地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和6年7月4日(木)

No	懇談事項	説明	担当部課名
1	<p>自治会の役員の高齢化と後継者不足、加入促進について</p> <p>自治会の役員が高齢化してきていること、若い方々はまだ工作中であること等から、円滑に次の方に役職を引き継ぐことが困難な実態があります。また、高齢者世帯が多くなり、班長による文書配布や回覧作業にも支障が見られます。さらには、自治会会員に加入しない世帯もあり、マンションやアパート居住者の加入に関しての課題もあります。</p> <p>そこで、このような課題を市としてどのように認識し、その支援策や具体的な取り組みについて説明していただきたい。また、地域コミュニティの健全な運営を図るために、自治会としての啓発活動や環境づくりをどのように取り組めば効果的なのかを協議したい。加えて、他の地域や町内会などの事例についても紹介してほしい。</p> <p>(青山地区活動推進会)</p>	<p>自治会の役員の高齢化や後継者不足と加入世帯数の減少等の課題につきましては、定年延長や共働き世帯の増加等の生活スタイルの変化や、若い世代の町内会活動に対する無関心などの社会的要因と、町内会行事や行政からの依頼事項への対応による負担などの運営に関する要因があるものと捉えており、地域の実情に応じた取組が必要であると認識しております。</p> <p>市は持続可能な町内会等の活動を目指し、令和3年度に「盛岡市地域づくり協働推進計画」を定めております。本計画に基づき、町内会・自治会向けの「各種手引き」を定期的に改訂及び配布するとともに、新たに役員になる方向けに「町内会・自治会基礎講座」を開催し、役員の負担軽減を図っております。また、町内会・自治会への加入促進を図るため「不動産協会との協定締結」により、アパート等の賃貸借契約時に「加入案内チラシ」を不動産業者から契約者へ配布することなどの様々な取組を行っており、今後も、担い手不足の解消に向けた支援策の推進に努めてまいります。</p> <p>なお、町内会等の活動や運営への参加促進に関する取組事例について、次のとおり御紹介いたします。</p> <p>・パンフレットで町内会の情報公開</p> <p>札幌市の町内会では、大学生など若い世代にも町内会活動を理解してもらうことを目的に全世帯に、町内会会費の使い方や問い合わせ先、町内会行事を掲載したパン</p>	<p>市民部 市民協働推進課</p>

令和6年度 青山地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和6年7月4日(木)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>フレットを配布し、町内会の情報を開示し、オープンな運営に努めています。</p> <p><u>・若い活動家を中心に事業を進めている</u></p> <p>長橋町自治会では、後継者育成を目的として、多くの若い世代に役員を担ってもらい、学校や子ども会、PTAと共催した事業等、新しい発想に基づいた事業を企画・運営しております。</p> <p>市といたしましては、市の地域協働情報誌「つながる“わ”」を活用するなど、様々な活動事例を情報提供するとともに、今後も、地域活性化や担い手不足の解消に向けてどのような活動ができるか一緒に考えてまいりたいと存じます。</p>	
2	<p>アパートのごみ集積所設置等について</p> <p>アパート居住者の可燃物や資源物の出し方のルールが守られず苦慮している実態があります。</p> <p>そこで、アパート全てに戸建て住民の出すごみ集積所とは別に独自の集積所を設置させることができるよう市と協議をしたい。</p> <p>一方、アパートには自治会の会員にはなっているが、班長も置かず全ての回覧物（ごみカレンダーだけは市から独自に求めている）は不要としているところがあります。加えて、町内会未加入世帯のごみ集積所の使用が見られます。</p>	<p>アパート等の集合住宅にお住まいの方の資源とごみの分別については、他の地区からもルールが守られず苦慮しているとの御相談を頂いており、市といたしましても、全市的な課題であると認識しております。</p> <p>市は、アパート等の居住者に対する分別ルールの周知について、ごみ集積場所への周知ポスターの掲示や、管理会社への協力依頼など、町内会等とも協議し、個別に対応しているところであります。</p> <p>ごみ集積場所の設置については、収集作業の安全面や効率面から、おおむね30世帯に1か所の設置となるよう</p>	<p>環境部 資源循環推進課</p>

令和6年度 青山地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和6年7月4日(木)

No	懇談事項	説明	担当部課名
	<p>このような課題を解決するための対応策について市と協議をしたい。</p> <p>(青山地区活動推進会)</p>	<p>基準を定めておりますが、ごみ集積場所の位置、利用者の範囲、道路状況など、地域によって状況や御事情も異なることを踏まえまして、既存のごみ集積場所を共同で利用することが可能か、又はアパート等において独自で設置することが望ましいかなど、地域の御意向をお聴きしながら、柔軟に対応していきたいと考えております。</p> <p>また、町内会等未加入世帯の町内会のごみ集積場所の使用については、町内会に加入されていない方から御相談があった際は、集積場所は町内会が設置し、地域の皆さんが共同で管理を行っていることを説明した上で、「掃除当番の参加」や「管理費の負担」など、集積場所の利用について町内会等に御相談されるよう御案内しており、今後も、様々な機会を捉えて、周知に努めてまいります。</p>	